

日本国和歌山県とスペイン国ガリシア州の合意事項に係る覚書

2015年10月15日

サンティアゴ・デ・コンポステーラ

スペイン王国ガリシア自治州首相アルベルト・ヌニェス・フェイホーは、2012年11月29日、スペイン国法第1617、及び2012年11月30日、ガリシア州法229号により州首相として任命され、ガリシア州政府の代表及びその首相として、1983年2月22日州法第1の第2条、更に、2014年11月27日州法第25の第4条により付与された権限により、国際的な案件及び覚書の締結に係る権限を行使するものである。

日本国和歌山県知事仁坂吉伸は、1947年4月17日法律第67号第149条の規定に基づく権限を行使するものである。

公 開

この覚書の目的は、日本国和歌山県とスペイン国ガリシア自治州の両者の友好関係及び協力提携を更に深めることにあり、また、県民と州民との交流を広げることにある。

両者は、現在の日本国とスペイン国との二国間の協力体制を非常に価値のあるものとみなしており、両国の政府間の取決めなどを通じて、今後その関係は更に発展するものと確信している。

両者は、日本国とスペイン国との提携の枠組の中で、双互の協力を更に活発化させることを目的とし、二国間の交流関係の発展に尽力するものとする。

両者は、和歌山県とガリシア自治州の結び付きを更に深めることを希望し、2012年7月、サンティアゴ・デ・コンポステーラにおいて、両県州の友好及び協力関係を深化させるため、連携強化に係る覚書を締結するに至った。

両者は、両県州の行政組織間の相互協力に係る包括的な覚書を締結するに当たり、今後、発展させていくことができる可能性のある各種共同プログラム、共同提案及び活動の基礎となる両県州の安定した友好関係の構築を望むものである。

6/2
二

これらの目的を遂行するに当たっての基本的な枠組みとして、両者は、本覚書を締結することとした。

1 目的

本覚書は、既に存在する和歌山県とガリシア自治州の恒久的な協力関係の枠組みを更に発展させるため、両者が、二国間関係の強化を最終目的とし、今後の活動の基礎を築くことを目的とするものであり、具体的には、行政上の経験及び知識等の共有、また、共通の目的を遂行するための両県州関係の深化、特に、以下の分野での協力関係発展を目的として、両県州は努力していくものとする。

(1)経済団体及び企業等のプロモーション

ア 観光

観光産業のプロモーションの実施、観光業に従事する専門家の養成機関に関する知識や経験の共有を目的とするパートナーシップを築くよう努める。また、環境保護に資する質の高い観光産業の促進を目指す戦略的な提携を奨励し、これらを通じて、サンティアゴ・デ・コンポステーラの巡礼路と熊野古道との提携関係を更に発展させるものとする。

イ 農業及び食品産業

両県州の農業（野菜や果物）や漁業などの産業が、互いの県州内企業の商業及び連携を活発化させるため、両県州における農業及び食品産業部門のパートナーシップを築くよう努める。

ウ 企業及び商業の連携

経済分野及び商業分野での協力を発展させるため、公的な経済促進機関（ガリシア州においては IGAPE（ガリシア州経済開発公社））を通じて、両県州の企業家、企業連合、商工会議所、各種団体又は財団などが、連携協力関係を構築する場合には、協定書の締結や、企業家育成のためのセミナー、経済ミッションの派遣などを支援する。

(2)環境の保護

ア 環境マネジメント

環境教育、自然保護地区の管理運営、生物の多様性の保護、環境の変化による自然破壊等に関して、知識、経験及び実践的な技術に係る意見交換を行うよう努める。

(3)文化面における協力

両県州の関係を更に発展させるために有効な文化共同プロジェクトの実現につながる活動を行うよう努める。

(4)人材育成、研究、新技術分野における提携関係の発展

ア 教育機関の連携

大学を始めとする教育機関によって企画運営される、人材育成分野、技術分野、科学分野、実習及び教育面等の両県州内の専門家による交流を行うため、教育機関相互のパートナーシップを築くよう努める。

イ 専門的な人材の育成

教員や様々な分野の学生の養成を行う専門職養成機関のパートナーシップを築くよう努める。

ウ 研究開発及び新技術

科学分野における共同プロジェクト、共同研究、共同開発などの実施のためのパートナーシップを築くよう努める。

前述の各協力分野に関し、両者は、各分野の個別のプログラムを共同で計画し、実施することができ、両県州の協力関係を更に深化させることができる。

2 協力関係構築のためのプログラム

仁
5

本覚書において提示された各分野について、両者が必要であると考えた場合は、更に具体的なプログラムを作成することができる。両県州は、優先事項、実施可能な予算案、各種取組を管理する組織の設立、覚書の有効期限の管理などを通して、本覚書締結の目的を果たすため、プログラムを作成する。

3 活動の管理及び評価

協力関係の枠組みにおいて、この覚書の進行管理は、両県州の代表者による管理及び評価会議によって行われるものとし、いずれかの県州が必要と考えた場合に会議が招集され、各種提案及び必要な決定、又はプログラムの実行を促すものとする。

4 覚書の有効期限

この覚書の有効期限は2年とし、更新可能であるが、いずれかの県州が本覚書を更新しないことを望む場合は、更新の期日の6か月前に相手方に通知することとする。ただし、既に実施中のプログラムがある場合は、いずれの県州にも損失を与えることのないよう、当該プログラムを実施した上で、本覚書及びその他の取決め事項の処理について、逐次決定するものとする。

上記の内容を承認するために、両者はこの覚書に署名するものとし、日本語及びスペイン語によりそれぞれ2部を作成し、両言語の文面は等しく有効であり、署名場所及び日付は、この覚書の上部に記載しているとおりにする。

<p>和歌山県 (日本国)</p> <p>仁坂 吉伸</p> <p>署名: 仁坂 吉伸</p>	<p>ガリシア州政府 (スペイン王国)</p> <p>署名: アルベルト・ヌニェス・フェイホー</p> <p>Albert Núñez Feijóo</p>
---	--